

令和7年度 石岡市住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金 募集要領

市では、市民の快適な住環境の整備及び小規模事業者が営む店舗の魅力度や機能性の向上を推進するため、住宅及び店舗のリフォーム工事への補助制度を実施しています。

対象要件		
建物区分	住宅	店舗
対象地域	石岡市内全域	
所有形態	自己所有又は賃貸借契約 ※共有名義の場合は他名義人の、賃貸借契約の場合は所有者の同意が必要	
その他要件	移住等に伴う購入住宅も可 ※売買契約成立後の申請	空き店舗可 ※売買契約成立後の申請
対象者	①リフォームを実施する住宅に居住し、住民票を有している方 又は ②リフォームを実施した後に居住し、住民票を有する予定の方	既に市内外で事業を営んでいる 小規模事業者 (法人、個人)の方で、工事後も同一規模以上の事業を市内で継続する意思がある方 ※営業許可等が必要な業種の場合、許可等を有している方
共通事項	①リフォーム工事完了後の売却や賃貸を目的としていないこと。 ②市税を滞納していないこと（石岡市以外の市町村税を含む）。 ③国・県・市等、他の同種の補助金の交付を重複して受けていないこと。 ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する者及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項及び同条第13項に規定する事業を行う者でないこと。	
施工事業者 (①又は②)	①石岡市内に 本店を有する 法人 ②市内に 住民票を有し 、市内に 主の事業所がある 個人事業主	
工事費	30万円（消費税抜き）以上 ※補助対象とする工事費の合計額	
補助率	工事費の10% ※1,000円未満切り捨て	
補助金限度額	10万円	30万円 ※中活区域内にて新たに事業を開始する場合は50万円
補助回数	年度内1回限り ※翌年度から5年経過するまでは再申請不可	
申請期限	令和7年5月1日（木）～令和8年1月30日（金） 事前相談（令和7年4月15日（火）～）を受けたのち申請可能となります。	
実績報告期限	～令和8年3月19日（木） ※工事及び工事費支払い完了の上、実績報告書を提出する期限	
申請方法	事前相談の上、必要書類を窓口または郵送にて提出してください。 石岡市役所商工観光課 TEL：0299-23-1111（代表）	

補助対象注意事項

1. 補助対象にならない方

- ①リフォーム着工時期が未定の方。または既に工事が終わっている（工事を開始している）方。
- ②賃貸借契約にて貸し付けている住宅、店舗のリフォーム工事を行う方。
※借主側からの申請であれば交付可能です。ただし、貸主の同意が必要となります。
- ③過去にこの補助金の交付を受けた方で、交付を受けた翌年度から5年を経過していない方。
この場合は、同一世帯員の方も同様となります。
- ④石岡市財務規則に規定する、行政財産の使用許可を受けた施設等のリフォーム工事を行う方。

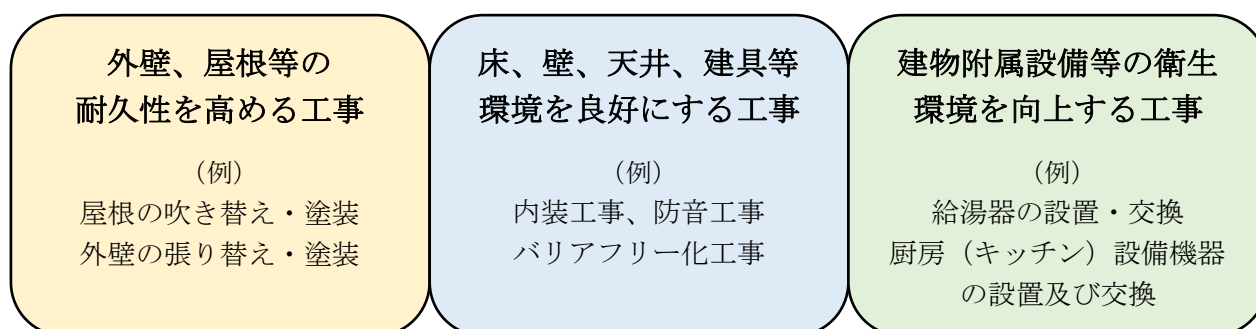
2. 補助対象にならない住宅・店舗

住宅	店舗
① 未相続 （亡くなられた親族名義のまま管理している）の建物 ②売却や賃貸する、またはその予定の建物 ③行政財産の使用許可を受けている建物 ④宗教法人や社会福祉法人などの所有する、非課税の建物	
①別荘等、一時的に使用する建物 ②玄関、トイレ、キッチン等の居住に必要な設備が揃っていない建物	①大規模小売店舗立地法の対象となる施設内にある店舗 ②フランチャイズ方式で出店する店舗

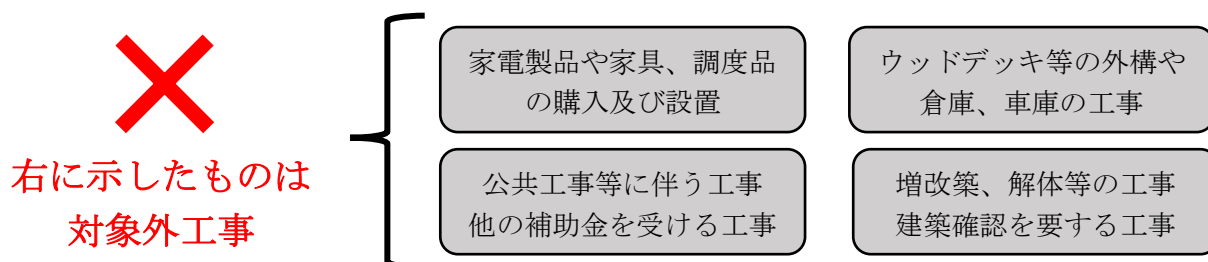
※住宅敷地内にある居住用の独立した便所や浴室は補助対象となります。

3. 補助対象工事

- ①市に申請し、**交付決定を受けた後に行う以下図のリフォーム工事であること。**
 - ②建物の床面積の増減を伴う（建築確認を要する）工事でないこと。
 - ③併用住宅は、住宅部分と店舗部分とで明確に工事区分及び経費を算出できること。
※補助対象工事の詳細な内容は、別紙「補助対象工事費一覧」を参照ください。
- ※令和8年3月19日（木）までに実績報告書の提出がない場合、交付決定取り消しとなります。



※配線又は取付工事を伴うもので、製品のみ購入は対象となりません。



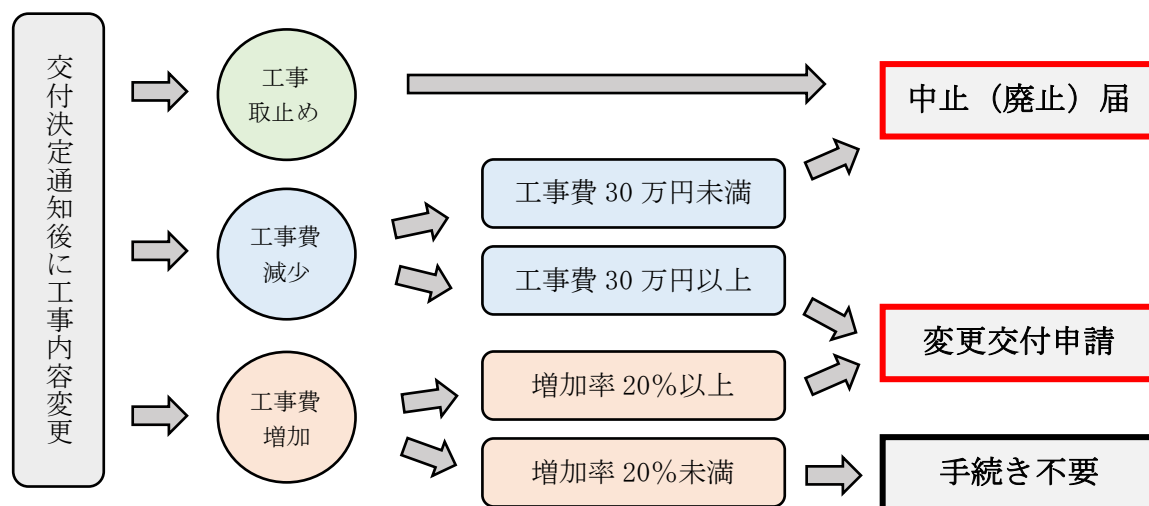
4. 補助金額について

- ①交付決定後、工事内容変更等により工事費用が減少した場合は、補助金交付額も減少となりますが、追加工事等によって工事費用が増加した場合、補助金交付額は変わりません。
- ②中活区域外にて事業を行う小規模事業者が、中活区域内の店舗等をリフォームの上事業を開始する場合は限度額を 50 万円とします。※区域については別図参照
- ③併用住宅の場合の上限補助金額は、住宅及び店舗の各上限の合計となります。
ただし、住宅部分と店舗部分とで明確に工事区分及び経費を算出することが条件となります。

(計算例) 併用住宅総工事費用 400 万円 (内訳: 住宅部分 150 万円、店舗部分 250 万円)
住宅部分補助金: $150 \text{ 万円} \times 10\% = 15 \text{ 万円} \cdots 10 \text{ 万円}$ (上限)
店舗部分補助金: $250 \text{ 万円} \times 10\% = 25 \text{ 万円} \cdots 25 \text{ 万円}$ 補助金合計額: 35 万円

5. 交付決定後の工事内容変更、中止

交付決定後、申請時点での工事契約内容から何らかの変更が生じた際は、「変更交付申請」又は「中止（廃止）届」の提出が必要となる場合があります。以下のフローチャートを参照ください。変更が生じた場合は電話にて相談してください。※施工事業者とのトラブルの仲介はできません。



6. 補助回数の要件

- ①同一申請者（同一世帯員も含む）への補助金の交付回数は、年度内 1 回限りです。
- ②当該補助金の交付を受けた翌年度から 5 年を経過するまで再申請はできません。
ただし、同一世帯員の方が、補助を受けた建物とは別の建物をリフォームする場合は、同一申請者とはみなしません。
(例) 令和 7 年度申請⇒令和 12 年度まで申請不可⇒令和 13 年度より再度申請可能

7. その他留意事項

- ①委任状、同意書については、委任者又は同意者の記名又は押印が必要です。
- ②申請多数により予算額に達した場合は、申請受付を終了します。
- ③受付後の書類審査において、確認事項や追加書類のご提出をお願いすることがあります。
- ④必要に応じて、補助対象工事の進捗状況に関し、補助金の交付決定を受けた方、又は施工事業者
に報告を求め、実施調査を行う場合があります。
- ⑤虚偽その他の不正により補助金の交付を受けたとき、又は補助金交付決定に付した条件に反したときは、補助金の全部又は一部の返還を命じます。

手続きのながれ

1. 事前相談

申請前に事前相談を受けていただく必要があります。お電話にて予約をお願いします。
要件の確認、申請用紙のお渡し、申請手続きの流れについて説明を行います。
相談期間：令和7年4月15日（火）～令和8年1月30日（金）午前9時～午後5時
予 約 先：石岡市役所商工観光課 0299-23-1111（代表）
相談窓口：商工観光課窓口（石岡市役所本庁舎2F）

※事前相談は申請の諸要件を確認するもので、申請受付を予約するものではありません。



申請前に施工事業者との見積書、契約書等を用意する必要があります。

2. 申請受付

必要な書類を揃えた上で窓口または郵送にてご提出ください。
申請期間：令和7年5月1日（木）～令和8年1月30日（金）午前8時30分～午後5時
提 出 先：商工観光課（石岡市役所本庁舎2F）〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1

※書類が揃っていない場合や不備がある場合は受付できません。
※提出された書類はお返しできません。提出前に必ず控えを取ってください。



申請受付から交付決定通知まで2週間ほど要する場合があります。

3. 交付決定通知後、リフォーム実施

交付決定後にリフォームを開始してください。決定前に開始した工事は補助対象外です。
交付決定通知後に工事内容の変更が生じた場合は速やかにご相談ください。



工事内容の変更や中止が生じた場合は別途手続きが必要な場合があります。

4. リフォーム工事・工事費支払完了後、実績報告書を提出

提出期限：**～令和8年3月19日（木）※期限を過ぎると交付決定取消となります。**
提 出 先：商工観光課（石岡市役所本庁舎2F）〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1



実績報告書提出から確定通知まで2週間ほど要する場合があります。

5. 確定通知後、請求書を提出

提出期限：**～令和8年3月31日（火）**
提 出 先：商工観光課（石岡市役所本庁舎2F）〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1



6. 指定の口座へ振込（手続き完了）

請求書提出後、2～3週間程度でご指定の口座へ振り込まれます。

▼リフォームに関するトラブル・相談はこちら

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

0570-016-100 PHS や一部の IP 電話からは 03-3556-5147
電話受付 10:00～17:00（土、日、祝休日、年末年始を除く）



相談日： / / 相談者：